

特別養護老人ホームゆりの木苑(従来型)運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ゆりの木会が開設する特別養護老人ホームゆりの木苑(以下「施設」という。)が行う指定介護老人福祉施設サービス(以下「サービス」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。そのことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指す。

2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。

3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 特別養護老人ホームゆりの木苑
- 二 所在地 千葉県東金市家徳756番地2

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 施設長 1人
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。
- 二 医師 2人(非常勤職員2人)
入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 三 生活相談員 1人以上
入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- 四 介護職員 15人以上
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

五 看護職員 2人以上

入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。

六 管理栄養士 1人

食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行う。

七 機能訓練指導員 1人以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

八 介護支援専門員 1人以上

施設サービス計画の作成等を行う。

九 事務職員 3人以上

必要な事務を行う。

十 調理員 (調理業務は、㈱メフォスに委託しているため同社より派遣)

給食業務を行う。

第3章 入所定員

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は、次のとおりとする。

50人

(定員の厳守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

第4章 入所者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退所)

第8条 心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供する。

2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

3 入所申込者が入院治療を必要とする場合や、入所申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じる。

4 入所者の入所申し込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入所者が自宅で日常生活を営む

ことができるか否かを検討する。検討に当たっては、従業者間で協議する。

6 居宅での日常生活が可能と認められる入所者に対して、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。

7 入所者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

（要介護認定の申請に係る援助）

第9条 入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助する。

（施設サービス計画の作成）

第10条 施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画担当介護支援専門員」という。）は、入所者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者の自立を支援する上での課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、入所者や家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の従業者と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入所者に説明し、同意を得る。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行う。

（サービスの取り扱い方針）

第11条 入所者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。

2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 従業者は、サービスの提供に当たって、入所者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。

4 入所者本人または他の入所者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

5 身体拘束の開始にあたっては、各部署の拘束廃止委員によって、身体拘束廃止委員会を開催し判断し、委員会の責任者より、本人又は家族にその理由（目的、理由、身体拘束、の内容、拘束の時間、時間帯、期間等）出来る限り説明する。通常身体拘束廃止委員会まで待てない場合、各部署の拘束廃止委員、拘束廃止責任者のおこなう緊急カンファレンスをこれに置き換え、後日身体拘束廃止委員に報告する。

6 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

- 第12条 一週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、又は清拭する。
- 2 心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
- 3 おむつを使用せざるを得ない入所者について、おむつを適切に交換する。
- 4 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 5 常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
- 6 入所者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

- 第13条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。
- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。
- 一 朝食 午前7時30分から
 - 二 昼食 午後12時30分から
 - 三 夕食 午後6時から

(相談及び援助)

- 第14条 入所者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第15条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためにレクリエーションの機会を設ける。
- 2 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 常に入所者の家族との連携を図り、入所者と家族の交流等の機会を確保する。

(機能訓練)

- 第16条 入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための調整を行う。

(健康管理)

- 第17条 施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- 2 施設の医師は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

(入所者の入院期間中の取り扱い)

- 第18条 入所者が医療機関に入院する必要が生じた時、基本的には契約は終了とする。しかし、病状が回復し医師が退院できると判断したとき、空床状況を鑑みて本人及び家族

の希望がある場合、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるようにする。

(利用料の受領)

第19条 指定介護老人福祉施設の利用料は、次のとおりとする。

1. 利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるもの（介護報酬の告示上の額）とし、当該指定短期入所生活介護が、法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に応じる額とする。

2. 居住費

(従来型個室)

第四段階 1, 231円、第一段階から第三段階については、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

(多床室)

第四段階 915円、第一段階から第三段階については、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

3. 食費

第四段階 朝食500円、昼食750円、夕食650円、第一段階から第三段階については、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

4. 滞在に必要な物等サービス費 1日400円とする。

5. 通信費 月100円とする。

6. 受診送迎時の車両燃料費（協力医療機関は除く）3キロ以上5キロ未満500円以降5キロ毎に500円増しとする。

7. 理美容代は、実費とする。

8. 嗜好品・日用品費は実費とする。

9. 上記の外、前各号に掲げる以外のサービス利用に係る費用は別途徴収するものとする。

2 前項の費用のサービスの提供に当たっては、利用者又は、その家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第20条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第21条 入所者は、施設長や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第22条 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

(健康保持)

第23条 入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診査は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第24条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第25条 入所者は、施設で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第26条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、少なくとも4月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第27条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退所の記録の記載)

第28条 入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

(入所者に関する市町村への通知)

第29条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその

旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第30条 入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

2 施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。

- 一 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- 二 継続研修 年4回

(衛生管理等)

第31条 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適切に行う。

2 感染症の発生、まん延しないように、感染症対策委員会、感染症対策マニュアルに準じ、必要な措置を講じる。

(協力病院等)

第32条 入院治療を必要とする入所者のために協力病院を定める。また、協力歯科医療を定める。

(掲示)

第33条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密の保持等)

第34条 施設の従事者は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさない。

2 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

3 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第35条 居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 居宅介護支援事業者またはその従業者から、施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第36条 入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

3 サービスに関する入所者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第37条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第38条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第39条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録と整理)

第40条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 入所者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(個人情報の保護)

第41条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第42条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

2 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(緊急時における対応策)

第43条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(その他)

第44条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ゆりの木会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

一部改正は、平成16年 9月 1日から施行する。

一部改正は、平成19年12月 1日から施行する。

一部改正は、平成20年 7月 1日から施行する。

一部改正は、平成25年 8月28日から施行する。

一部改正は、平成26年 4月 1日から施行する。

一部改正は、平成27年 8月 1日から施行する。

一部改正は、平成30年 4月 1日から施行する。

一部改正は、平成30年 8月 1日から施行する。

一部改正は、令和 1年10月 1日から施行する。

一部改正は、令和 4年12月 1日から施行する。

一部改正は、令和 5年 4月 1日から施行する。

一部改正は、令和 6年 8月 1日から施行する。

一部改正は、令和 7年 4月 1日から施行する。

一部改正は、令和 8年 4月 1日から施行する。

一部改正は、令和 8年 8月 1日から施行する。

特別養護老人ホームゆりの木苑(ユニット型)運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ゆりの木会が開設する特別養護老人ホームユニット型ゆりの木苑（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう認知の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切におこなわなければならない。また、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努める。

2 利用者の入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。

3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

4 小規模生活単位型介護の入居生活をおこなうにあたっては、入居する利用者については、入居生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助をおこなう。

5 小規模生活単位型介護については、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、サービス提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 特別養護老人ホームユニット型ゆりの木苑
- 二 所在地 千葉県東金市家徳756番地2

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 施設長 1人

常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。

二 医師 2人（非常勤職員2人）

入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

三 生活相談員 1人以上

入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

四 介護職員 9人以上

入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

五 看護職員 1人以上

入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。

六 管理栄養士 1人

食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行う。

七 機能訓練指導員 1人以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

八 介護支援専門員 1人以上

施設サービス計画の作成等を行う。

九 事務職員 1人以上

必要な事務を行う。

十 調理員 （調理業務は、㈱メフォスに委託しているため同社より派遣）

給食業務を行う。

第3章 入所定員

（入所定員）

第5条 施設の入居定員は、次のとおりとする。

小規模生活単位型部分 30人（3ユニット×10人）

（定員の厳守）

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

第4章 入居者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

（入退居）

第8条 心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供する。

2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

3 入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じる。

4 入居者の入居申し込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、従業者間で協議する。

6 居宅での日常生活が可能と認められる入居者に対して、本人及びその家族の要望、退居後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退居のための援助を行う。

7 入居者の退居に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

（要介護認定の申請に係る援助）

第9条 入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助する。

（施設サービス計画の作成）

第10条 施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画担当介護支援専門員」という。）は、入居者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入居者の自立を支援する上での課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、入居者や家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の従業者と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入居者に説明し、同意を得る。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行う。

（サービスの取り扱い方針）

第11条 入居者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。

2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 従業者は、サービスの提供に当たって、入居者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。

4 入居者本人または他の入居者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

5 身体拘束の開始にあたっては、各部署の拘束廃止委員によって、身体拘束廃止委員会を開催し判断し、委員会の責任者より、本人又は家族にその理由（目的、理由、身体拘束、の内容、拘束の時間、時間帯、期間等）出来る限り説明する。通常の身体拘束廃止委員会まで待てない場合、各部署の拘束廃止委員、拘束廃止責任者のおこなう緊急カンファレンスをこれに置き換え、後日身体拘束廃止委員に報告する。

6 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（介護）

第12条 一週間に2回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、又は清拭する。

2 心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。

3 おむつを使用せざるを得ない入居者について、おむつを適切に交換する。

4 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

5 常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

6 入居者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

（食事の提供）

第13条 食事の提供は、栄養、入居者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- 一 朝食 午前7時30分から
- 二 昼食 午後12時30分から
- 三 夕食 午後6時から

（相談及び援助）

第14条 入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（社会生活上の便宜の供与等）

第15条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜居所者のためにレクリエーションの機会を設ける。

2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。

3 常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保する。

（機能訓練）

第16条 入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための調整を行う。

(健康管理)

第17条 施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 施設の医師は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第18条 入居者が医療機関に入院する必要が生じた時、基本的には契約は終了とする。しかし、病状が回復し医師が退院できると判断したとき、空床状況を鑑みて本人及び家族の希望がある場合、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるようにする。

(利用料の受領)

第19条 指定介護老人福祉施設の利用料は、次のとおりとする。

1. 利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるもの（介護報酬の告示上の額）とし、当該指定短期入居生活介護が、法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に応じる額とする。

2. 居住費

(ユニット型個室)

第四段階 2, 066円、第一段階から第三段階については、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

3. 食費

第四段階 朝食500円、昼食750円、夕食650円、第一段階から第三段階については、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

4. 滞在に必要な物等サービス費 1日400円とする。

5. 通信費 月100円とする。

6. 受診送迎時の車両燃料費（協力医療機関は除く）3キロ以上5キロ未満500円以降5キロ毎に500円増しとする。

7. 理美容代は、実費とする。

8. 嗜好品・日用品費は実費とする。

9. 上記の外、前各号に掲げる以外のサービス利用に係る費用は別途徴収するものとする。

2 前項の費用のサービスの提供に当たっては、利用者又は、その家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第20条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

（日課の励行）

第21条 入居者は、施設長や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

（外出及び外泊）

第22条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

（健康保持）

第23条 入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診査は、特別な理由がない限り受診する。

（衛生保持）

第24条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

（禁止行為）

第25条 入居者は、施設で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

（非常災害対策）

第26条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、少なくとも4月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

（受給資格等の確認）

第27条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退居の記録の記載)

第28条 入居に際して、入居年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

(入居者に関する市町村への通知)

第29条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第30条 入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

2 施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。

- 一 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- 二 継続研修 年4回

(衛生管理等)

第31条 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適切に行う。

2 感染症の発生、まん延しないように、感染症対策委員会、感染症対策マニュアルに準じ、必要な措置を講じる。

(協力病院等)

第32条 入院治療を必要とする入居者のために協力病院を定める。また、協力歯科医療を定める。

(掲示)

第33条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密の保持等)

第34条 施設の従事者は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさない。

2 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

3 居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第35条 居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 居宅介護支援事業者またはその従業者から、施設からの退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第36条 入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

3 サービスに関する入居者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第37条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第38条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第39条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録と整理)

第40条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 入居者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(個人情報の保護)

第41条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第42条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

2 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(緊急時における対応策)

第43条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(その他)

第44条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ゆりの木会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 1年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年12月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 8年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 8年 8月 1日から施行する。

特別養護老人ホームゆりの木苑（短期入所生活介護・併設型）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ゆりの木会が開設する特別養護老人ホームゆりの木苑（以下、「事業所」という。が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者が要介護状態等になった場合においても、その者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 通常は、災害等が発生しない限り、定員を超えて入所させることはない。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

1. 名 称 特別養護老人ホームゆりの木苑
2. 所在地 東金市家徳 756-2

（従業者の職種・員数及び職務内容）

第4条 事業所に従事する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤1名）
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を、一元的に行うものとする。
2. 医師 1名以上
利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。
3. 生活相談員（介護支援専門員） 1名以上
利用者の相談、処遇の企画や実施をおこなう。
4. 介護職員及び看護職員 利用者の数が3又はその端数を増すごとに常勤換算で1名以上
介護職員は、利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を行うものとし、看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理を行う。なお、生活相談員、介護職員及び看護職員のうち、1名は常勤とする。
5. 機能訓練指導員 1名以上
利用者に対し日常生活を営む為に必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練をおこなう。
6. 栄養士 1名以上

献立作成、栄養計算及び入所者に対する栄養指導等を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は、10名とする。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

1. 日常生活上の介護
2. 食事の提供
3. 機能訓練
4. 健康管理
5. 相談・援助
6. 送迎

(短期入所生活介護の利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護の利用料は、次のとおりとする。

1. 利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるもの（介護報酬の告示上の額）とし、当該指定短期入所生活介護が、法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に应じる額とする。

2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて自動車で行う送迎は行わないものとする。

3. 居住費（多床室）

第四段階 915円、第一段階から第三段階については、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

(従来型個室)

第四段階 1,231円、第一段階から第三段階については、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

(ユニット型個室)

第四段階 2,066円、第一段階から第三段階については、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

4. 食費

第四段階 朝食500円、昼食750円、夕食650円、第一段階から第三段階については、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

5. 滞在に必要な物等のサービス費 1日400円とする。

6. 通信費 月100円とする。

7. 受診送迎時の車両燃料費（協力医療機関は除く）3キロ以上5キロ未満500円以降5キロ毎に500円増しとする。

8. 理美容代は、実費とする。

9. 嗜好品・日用品費は実費とする。

10. 上記の外、前各号に掲げる以外のサービス利用に係る費用は別途徴収するものとする。

2 前項の費用のサービスの提供に当たっては、利用者又は、その家族に対して、事前に

文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、東金市、大網白里市、九十九里町、山武市、八街市、及び茂原市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務める。

2 利用者は、事業の利用に当たっては健康に留意するものとする。

3 利用者は、事業所内で自らが利用する居室等の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。

4 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

1 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の事由を侵すこと。

2 けんか、口論、泥酔などで他の通所者等に迷惑を及ぼすこと。

3 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

4 指定した場所以外で火気を用いること。

5 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

5 前項4、5の規程に反し、利用者が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をしなくてはならない。

（緊急時における対応方法）

第10条 短期入所生活介護の提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じることとする。

（非常災害対策）

第11条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に避難、救出、その他の必要な訓練を行うこととする。

（個人情報の保護）

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、また、勤務体制

を整備する。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ゆりの木会と、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第14条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

2 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

一部改正は、平成17年10月 1日から施行する。

一部改正は、平成19年12月 1日から施行する。

一部改正は、平成20年 7月 1日から施行する。

一部改正は、平成23年11月 1日から施行する。

一部改正は、平成25年 8月28日から施行する。

一部改正は、平成26年 4月 1日から施行する。

一部改正は、平成27年 8月 1日から施行する。

一部改正は、平成30年 4月 1日から施行する。

一部改正は、平成30年 8月 1日から施行する。

一部改正は、令和 1年10月 1日から施行する。

一部改正は、令和 4年12月 1日から施行する。

一部改正は、令和 5年 4月 1日から施行する。

一部改正は、令和 6年 8月 1日から施行する。

一部改正は、令和 7年 4月 1日から施行する。

一部改正は、令和 8年 8月 1日から施行する。

特別養護老人ホームゆりの木苑（介護予防短期入所生活介護・併設型）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ゆりの木会が開設する特別養護老人ホームゆりの木苑（以下、「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介護状態にある高齢者（以下「要支援者」という。）に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者が要支援状態になった場合においても、その者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

1. 名 称 特別養護老人ホームゆりの木苑
2. 所在地 東金市家徳 756-2

（従業者の職種・員数及び職務内容）

第4条 事業所に従事する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤1名）
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を、一元的に行うものとする。
2. 医師 1名以上
利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。
3. 生活相談員（介護支援専門員） 1名以上
利用者の相談、処遇の企画や実施をおこなう。
4. 介護職員及び看護職員 利用者の数が3又はその端数を増すごとに常勤換算で1名以上
介護職員は、利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を行うものとし、看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理を行う。なお、生活相談員、介護職員及び看護職員のうち、1名は常勤とする。
5. 機能訓練指導員 1名以上
利用者に対し日常生活を営む為に必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練をおこなう。
6. 栄養士 1名以上

献立作成、栄養計算及び入所者に対する栄養指導等を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は、10名とする。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

1. 日常生活上の介護
2. 食事の提供
3. 機能訓練
4. 健康管理
5. 相談・援助
6. 送迎

(介護予防短期入所生活介護の利用料等)

第7条 指定介護予防短期入所生活介護の利用料は、次のとおりとする。

1. 利用料は、厚生大臣が定める基準によるもの（介護報酬の告示上の額）とし、当該指定介護予防短期入所生活介護が、法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に应じる額とする。
2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて自動車で行う送迎は行わないものとする。
3. 居住費（多床室）
第四段階 915円、第一段階から第三段階については、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

(従来型個室)

第四段階 1,231円、第一段階から第三段階については、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

(ユニット型個室)

第四段階 2,066円、第一段階から第三段階については、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

4. 食費

第四段階 朝食500円、昼食750円、夕食650円、第一段階から第三段階については、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

5. 滞在に必要な物等のサービス費 1日400円とする。

6. 通信費 月100円とする。

7. 受診送迎時の車両燃料費（協力医療機関は除く）3キロ以上5キロ未満500円以降5キロ毎に500円増しとする。

8. 理美容代は、実費とする。

9. 嗜好品・日用品費は実費とする。

10. 上記の外、前各号に掲げる以外のサービス利用に係る費用は別途徴収するものとする。

2 前項の費用のサービスの提供に当たっては、利用者又は、その家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、東金市、大網白里市、九十九里町、山武市、八街市、及び茂原市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務める。

2 利用者は、事業の利用に当たっては健康に留意するものとする。

3 利用者は、事業所内で自らが利用する居室等の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。

4 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

1 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の事由を侵すこと。

2 けんか、口論、泥酔などで他の通所者等に迷惑を及ぼすこと。

3 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

4 指定した場所以外で火気を用いること。

5 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

5 前項4、5の規程に反し、利用者が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をしなくてはならない。

（緊急時における対応方法）

第10条 短期入所生活介護の提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じることとする。

（非常災害対策）

第11条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に避難、救出、その他の必要な訓練を行うこととする。

（個人情報の保護）

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、また、勤務体制を整備する。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ゆりの木会と、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第14条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

2 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

一部改正は、平成20年 7月 1日から施行する。

一部改正は、平成23年11月 1日から施行する。

一部改正は、平成25年 8月28日から施行する。

一部改正は、平成26年 4月 1日から施行する。

一部改正は、平成27年 8月 1日から施行する。

一部改正は、平成30年 4月 1日から施行する。

一部改正は、平成30年 8月 1日から施行する。

一部改正は、令和 1年10月 1日から施行する。

一部改正は、令和 4年12月 1日から施行する。

一部改正は、令和 5年 4月 1日から施行する。

一部改正は、令和 6年 8月 1日から施行する。

一部改正は、令和 7年 4月 1日から施行する。

一部改正は、令和 8年 8月 1日から施行する。

特別養護老人ホームユニット型ゆりの木苑（短期入所生活介護・空床型）運営 規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ゆりの木会が開設する特別養護老人ホームゆりの木苑（以下、「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者が要介護状態等になった場合においても、その者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 通常は、災害等が発生しない限り、定員を超えて入所させることはない。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

- | | |
|--------|---------------------|
| 1. 名 称 | 特別養護老人ホームユニット型ゆりの木苑 |
| 2. 所在地 | 東金市家徳 756-2 |

（従業者の職種・員数及び職務内容）

第4条 事業所に従事する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|--------|----------|
| 1. 管理者 | 1名（常勤1名） |
|--------|----------|
- 管理者は、事業所の管理及び業務の管理を、一元的に行うものとする。
- | | |
|-------|------|
| 2. 医師 | 1名以上 |
|-------|------|
- 利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。
- | | |
|-------------------|------|
| 3. 生活相談員（介護支援専門員） | 1名以上 |
|-------------------|------|
- 利用者の相談、処遇の企画や実施をおこなう。
- | | |
|---------------|------------------------------|
| 4. 介護職員及び看護職員 | 利用者の数が3又はその端数を増すごとに常勤換算で1名以上 |
|---------------|------------------------------|
- 介護職員は、利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を行うものとし、看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理を行う。なお、生活相談員、介護職員及び看護職員のうち、1名は常勤とする。
- | | |
|------------|------|
| 5. 機能訓練指導員 | 1名以上 |
|------------|------|
- 利用者に対し日常生活を営む為に必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練をおこなう。

6. 栄養士 1名以上

献立作成、栄養計算及び入所者に対する栄養指導等を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は、小規模生活単位型部分 30人(3ユニット×10人)の空床利用とする。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

1. 日常生活上の介護
2. 食事の提供
3. 機能訓練
4. 健康管理
5. 相談・援助
6. 送迎

(短期入所生活介護の利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護の利用料は、次のとおりとする。

1. 利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるもの(介護報酬の告示上の額)とし、当該指定短期入所生活介護が、法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に应じる額とする。

2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて自動車で行う送迎は行わないものとする。

3. 居住費(多床室)

第四段階 915円、第一段階から第三段階については、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

(従来型個室)

第四段階 1,231円、第一段階から第三段階については、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

(ユニット型個室)

第四段階 2,066円、第一段階から第三段階については、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

4. 食費

第四段階 朝食500円、昼食750円、夕食650円、第一段階から第三段階については、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

5. 滞在に必要な物等のサービス費 1日400円とする。

6. 通信費 月100円とする。

7. 受診送迎時の車両燃料費(協力医療機関は除く) 3キロ以上5キロ未満500円以降5キロ毎に500円増しとする。

8. 理美容代は、実費とする。

9. 嗜好品・日用品費は実費とする。

10. 上記の外、前各号に掲げる以外のサービス利用に係る費用は別途徴収するものとする。

2 前項の費用のサービスの提供に当たっては、利用者又は、その家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、東金市、大網白里市、九十九里町、山武市、八街市、及び茂原市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務める。

2 利用者は、事業の利用に当たっては健康に留意するものとする。

3 利用者は、事業所内で自らが利用する居室等の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。

4 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

1 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の事由を侵すこと。

2 けんか、口論、泥酔などで他の通所者等に迷惑を及ぼすこと。

3 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

4 指定した場所以外で火気を用いること。

5 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

5 前項4、5の規程に反し、利用者が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をしなくてはならない。

(緊急時における対応方法)

第10条 短期入所生活介護の提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じることとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に避難、救出、その他の必要な訓練を行うこととする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、また、勤務体制を整備する。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ゆりの木会と、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第14条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

2 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

一部改正は、平成17年10月 1日から施行する。

一部改正は、平成19年12月 1日から施行する。

一部改正は、平成20年 7月 1日から施行する。

一部改正は、平成23年11月 1日から施行する。

一部改正は、平成25年 8月28日から施行する。

一部改正は、平成26年 4月 1日から施行する。

一部改正は、平成27年 8月 1日から施行する。

一部改正は、平成30年 4月 1日から施行する。

一部改正は、平成30年 8月 1日から施行する。

一部改正は、令和 1年10月 1日から施行する。

一部改正は、令和 4年12月 1日から施行する。

一部改正は、令和 5年 4月 1日から施行する。

一部改正は、令和 6年 8月 1日から施行する。

一部改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
一部改正は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

特別養護老人ホームユニット型ゆりの木苑（介護予防短期入所生活介護・空床型）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ゆりの木会が開設する特別養護老人ホームユニット型ゆりの木苑（以下、「事業所」という。が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要支援状態にある高齢者（以下「要支援者」という。）に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者が要支援状態になった場合においても、その者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

1. 名 称 特別養護老人ホームユニット型ゆりの木苑
2. 所在地 東金市家徳 756-2

（従業者の職種・員数及び職務内容）

第4条 事業所に従事する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤1名）
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を、一元的に行うものとする。
2. 医師 1名以上
利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。
3. 生活相談員（介護支援専門員） 1名以上
利用者の相談、処遇の企画や実施をおこなう。
4. 介護職員及び看護職員 利用者の数が3又はその端数を増すごとに常勤換算で1名以上介護職員は、利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を行うものとし、看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理を行う。なお、生活相談員、介護職員及び看護職員のうち、1名は常勤とする。
5. 機能訓練指導員 1名以上
利用者に対し日常生活を営む為に必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練をおこなう。
6. 栄養士 1名以上

献立作成、栄養計算及び入所者に対する栄養指導等を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は、小規模生活単位型部分 30人(3ユニット×10人)の空床利用とする。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

1. 日常生活上の介護
2. 食事の提供
3. 機能訓練
4. 健康管理
5. 相談・援助
6. 送迎

(介護予防短期入所生活介護の利用料等)

第7条 指定介護予防短期入所生活介護の利用料は、次のとおりとする。

1. 利用料は、厚生大臣が定める基準によるもの(介護報酬の告示上の額)とし、当該指定介護予防短期入所生活介護が、法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に応じる額とする。
2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて自動車で行う送迎は行わないものとする。
3. 居住費(多床室)
第四段階 915円、第一段階から第三段階については、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

(従来型個室)

第四段階 1, 231円、第一段階から第三段階については、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

(ユニット型個室)

第四段階 2, 066円、第一段階から第三段階については、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

4. 食費

第四段階 朝食500円、昼食750円、夕食650円、第一段階から第三段階については、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

5. 滞在に必要な物等のサービス費 1日400円とする。

6. 通信費 月100円とする。

7. 受診送迎時の車両燃料費(協力医療機関は除く) 3キロ以上5キロ未満500円以降5キロ毎に500円増しとする。

8. 理美容代は、実費とする。

9. 嗜好品・日用品費は実費とする。

10. 上記の外、前各号に掲げる以外のサービス利用に係る費用は別途徴収するものと

する。

2 前項の費用のサービスの提供に当たっては、利用者又は、その家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、東金市、大網白里市、九十九里町、山武市、八街市、及び茂原市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務める。

2 利用者は、事業の利用に当たっては健康に留意するものとする。

3 利用者は、事業所内で自らが利用する居室等の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。

4 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

1 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の事由を侵すこと。

2 けんか、口論、泥酔などで他の通所者等に迷惑を及ぼすこと。

3 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

4 指定した場所以外で火気を用いること。

5 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

5 前項4、5の規程に反し、利用者が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をしなくてはならない。

（緊急時における対応方法）

第10条 短期入所生活介護の提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じることとする。

（非常災害対策）

第11条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に避難、救出、その他の必要な訓練を行うこととする。

（個人情報の保護）

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、また、勤務体制を整備する。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ゆりの木会と、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第14条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

2 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

一部改正は、平成20年 7月 1日から施行する。

一部改正は、平成23年11月 1日から施行する。

一部改正は、平成25年 8月28日から施行する。

一部改正は、平成26年 4月 1日から施行する。

一部改正は、平成27年 8月 1日から施行する。

一部改正は、平成30年 4月 1日から施行する。

一部改正は、平成30年 8月 1日から施行する。

一部改正は、令和 1年10月 1日から施行する。

一部改正は、令和 4年12月 1日から施行する。

一部改正は、令和 5年 4月 1日から施行する。

一部改正は、令和 6年 8月 1日から施行する。

一部改正は、令和 7年 4月 1日から施行する。

一部改正は、令和 8年 8月 1日から施行する。

グループホームゆりの木苑
認知症対応型共同生活介護（短期利用型）事業所運営規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆりの木会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業（短期利用型）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（事業の目的）

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護（短期利用型）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

（事業所の名称）

第4条 本事業所の名称はグループホームゆりの木苑とする。

（職員の員数及び職務内容）

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 2名（常勤2名）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 2名（常勤2名）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

③ 介護職員 生活時間帯に入居者3人に対し職員1名配置

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

（利用定員）

第6条 利用定員は、18名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護（短期利用型）の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助
- ⑤ 送迎

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護（短期利用型）サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護（短期利用型）計画（以下介護計画）を作成する。

2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等及びその他の費用の額)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護（短期利用型）の利用料は、厚生労働大臣が別に定めるもの（介護報酬の告示上の額）とし、当該指定認知症対応型共同生活介護（短期利用型）が法定受領サービスである場合は、介護保険負担割合証に応じる額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | |
|--|------------------------|
| ① 家賃 | 1, 540円／日 |
| ② 生活費・食費 | 朝食500円 昼食750円 夕食650円／日 |
| 水道光熱費・管理費 | 730円／日 |
| ※「短期利用」なし（居住費に含む） | |
| ③ 冬季加算（11月～3月） | 62円／日 |
| ④ オムツ代（紙おむつ等をご利用の場合） | 100円／1枚 |
| ※「短期利用」なし（介護給付費に含む） | |
| ⑤ 滞在に必要な物等サービス費 | 400円／日 |
| ⑥ 通信費 | 100円／月 |
| ⑦ 受診送迎時の車両燃料費（協力医療機関は除く）3キロ以上5キロ未満 | 500円 |
| | 以降5キロ毎に500円増し |
| ⑧ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 | 実 費 |
| ⑨ 保証金（入居時一時預り金・退去時には居室清掃料等を精算の上返金する） | 150, 000円 |

※「短期利用」なし

2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によ

って指定期日までに受けるものとする。

（入退去に当たっての留意事項）

第10条 指定認知症対応型共同生活介護（短期利用型）の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。

3 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

（秘密保持）

第11条 本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従事者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

（苦情処理）

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（衛生管理）

第14条 指定認知症対応型共同生活介護（短期利用型）を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

（緊急時における対応策）

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、

管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

（その他運営についての重要事項）

第17条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第18条 通常の送迎の実施地域は、東金市とする。

（短期利用共同生活介護）

第19条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

2 短期利用共同生活介護の定員は1の共同生活住居につき1名とする。

3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室を利用する事がある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

（虐待防止に向けた体制等）

第20条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

2 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者

に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

付 則 この規程は、平成１３年４月１日から施行する。

この規程の一部改正は、平成２０年 ７月１日から施行する。

この規程の一部改正は、平成２６年 ４月１日から施行する。

この規程の一部改正は、平成２７年 ８月１日から施行する。

この規程の一部改正は、平成２８年 １月１日から施行する。

この規程の一部改正は、平成２９年 ４月１日から施行する。

この規程の一部改正は、平成３０年 ４月１日から施行する。

この規程の一部改正は、平成３０年 ８月１日から施行する。

この規程の一部改正は、令和 １年１０月１日から施行する。

この規程の一部改正は、令和 ４年１２月１日から施行する。

この規程の一部改正は、令和 ５年 ４月１日から施行する。

この規程の一部改正は、令和 ６年 ８月１日から施行する。

この規程の一部改正は、令和 ７年 ４月１日から施行する。

この規程の一部改正は、令和 ８年 ８月１日から施行する。

グループホームゆりの木苑
介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）事業所運営規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆりの木会が設置運営する指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（事業の目的）

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 本事業所において提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

（事業所の名称）

第4条 本事業所の名称はグループホームゆりの木苑とする。

（職員の員数及び職務内容）

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 2名（常勤2名）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 2名（常勤2名）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

③ 介護職員 生活時間帯に入居者3名に対して介護職員1名を配置

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

（利用定員）

第6条 利用定員は、18名とする。

(介護の内容)

第7条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助
- ⑤ 送迎

(介護計画の作成)

第8条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）計画（以下介護計画）を作成する。

2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等及びその他の費用の額)

第9条 本事業が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）の利用料は、厚生労働大臣が別に定めるもの（介護報酬の告示上の額）とし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）が法定受領サービスである場合は、介護保険負担割合証に依る額とする。ただし、掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | |
|--|------------------------|
| ① 家賃 | 1, 540円／日 |
| ② 生活費・食費 | 朝食500円 昼食750円 夕食650円／日 |
| 水道光熱費・管理費 | 730円／日 |
| ※「短期利用」なし（居住費に含む） | |
| ③ 冬季加算（11月～3月） | 62円／日 |
| ④ オムツ代（紙おむつ等をご利用の場合） | 100円／1枚 |
| ※「短期利用」なし（介護給付費に含む） | |
| ⑤ 滞在に必要な物等のサービス費 | 400円／日 |
| ⑥ 通信費 | 100円／月 |
| ⑦ 受診送迎時の車両燃料費（協力医療機関は除く）3キロ以上5キロ未満 | 500円 |
| | 以降5キロ毎に500円増し |
| ⑧ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 | 実 費 |
| ⑨ 保証金（入居時一時預り金・退去時には居室清掃料等を精算の上返金する） | 150, 000円 |

※「短期利用」なし

- 2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

（入退去に当たっての留意事項）

第10条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）の対象者は、要支援者であって認知症 の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。

3 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

（秘密保持）

第11条 本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従事者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

（苦情処理）

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（衛生管理）

第14条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

（緊急時における対応策）

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

（その他運営についての重要事項）

第17条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第18条 通常の送迎の実施地域は、東金市とする。

（短期利用共同生活介護）

第19条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

2 短期利用共同生活介護の定員は1の共同生活住居につき1名とする。

3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室を利用する事がある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

（虐待防止に向けた体制等）

第20条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

2 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

- 4 職員は、年2回以上、虐待発生防止に向けた研修を受講する。
- 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

付 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成20年 7月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成26年 4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成27年 8月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成28年 1月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成29年 4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成30年 4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成30年 8月1日から施行する。

この規程の一部改正は、令和 1年10月1日から施行する。

この規程の一部改正は、令和 4年12月1日から施行する。

この規程の一部改正は、令和 5年 4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、令和 6年 8月1日から施行する。

この規程の一部改正は、令和 7年 4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、令和 8年 8月1日から施行する。

デイサービスセンターゆりの木苑 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ゆりの木会が開設するデイサービスセンターゆりの木苑（以下、「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者（以下「要介護等」という。）に対し、適正な指定通所介護を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従事者は、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名所等）

第3条 事業を行う事業所の名所及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービスセンターゆりの木苑
- 2 所在地 東金市家徳 756-2

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所の勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- 2 生活相談員

生活相談員は、営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で1人以上生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

- 3 看護職員

営業日ごとに1人以上看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

- 4 介護職員

営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で8人以上介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

- 5 機能回復訓練指導員

営業日ごとに1人以上機能回復訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練をおこなう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。月1で日曜日営業する。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前7時から午後9時までとする
サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分
時間延長サービス 午前7時から午前9時45分
午後4時30分から午後9時
ただし、管理者が必要と認めた場合は、その限りではない。又、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 3 利用者定員 1日あたり70名とする。

(通所介護の内容)

第6条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- 1 生活指導（相談援助等）
- 2 機能訓練（日常動作訓練）
- 3 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）
- 4 介護方法の指導
- 5 健康状態の確認
- 6 送迎
- 7 入浴
- 8 食事

(通所介護の利用料等)

第7条 指定通所介護の利用料等は次のとおりとする。

- 1 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が、法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に応じる額とする。
- 2 食費は、一食750円とする。
- 3 オムツ代は、使用1枚あたり100円とする。
- 4 滞在に関わるサービス費用として1日400円とする。
- 5 通信費 月100円とする。
- 6 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。
- 2 前項の費用のサービスの提供に当たっては、利用者又は、その家族に対して、説明を行い、事前に文章で署名捺印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、東金市、大網白里市、九十九里町、山武市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、管理者や生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、事業所内の秩序を保ち、相互の親睦に務める。

2 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- 1 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の事由を侵すこと。
 - 2 けんか、口論、泥酔などで他の通所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - 3 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - 4 指定した場所以外で火気を用いること。
 - 5 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- 3 前項4、5の規程に反し、利用者が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をしなくてはならない。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定通所介護の提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じることとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に関する具体的計画をたてておくとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、また、勤務体制を整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員と雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ゆりの木会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第20条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

2 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成12年12月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成15年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成17年10月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成19年5月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成19年12月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成20年7月1日から施行する。

この規定の一部改正は、平成23年11月1日から施行する。

この規定の一部改正は、平成25年8月28日から施行する。

この規定の一部改正は、平成27年8月1日から施行する。

この規定の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

この規定の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

この規定の一部改正は、平成30年8月1日から施行する。

この規定の一部改正は、令和元年9月1日から施行する。

この規定の一部改正は、令和元年10月1日から施行する。

この規定の一部改正は、令和4年12月1日から施行する。

この規定の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

この規定の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

この規定の一部改正は、令和8年8月1日から施行する。

デイサービスセンターゆりの木苑 運営規程

第1号通所事業のうち通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ゆりの木会が開設するデイサービスセンターゆりの木苑（以下、「事業所」という。）が行う第1号通所事業のうち通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態にある高齢者（以下「要支援者」という。）に対し、適正な第1号通所事業のうち通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従事者は、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名所等）

第3条 事業を行う事業所の名所及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービスセンターゆりの木苑
- 2 所在地 東金市家徳 756-2

（職員の職種員数及び職務内容）

第4条 事業所の勤務する職種員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 2 生活相談員
生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で1人以上
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- 3 看護職員 営業日ごとに1人以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 4 介護職員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で8人以上
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

5 機能回復訓練指導員 営業日ごとに1人以上

機能回復訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練をおこなう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

2 営業時間 午前7時から午後9時までとする

ただし、管理者が必要と認めた場合は、その限りではない。又、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

3 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする

(第1号通所事業のうち通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス)の内容)

第6条 指定介護予防通所介護相当サービスの内容は、次のとおりとする。

1 生活指導(相談援助等)

2 機能訓練(日常動作訓練)

3 介護サービス(移動や排泄の介助、見守り等)

4 介護方法の指導

5 健康状態の確認

6 送迎

7 入浴

8 食事

(第1号通所事業のうち通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス)の利用料等)

第7条 第1号通所事業のうち通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス)の利用料等は次のとおりとする。

1 第1号通所事業のうち通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス)を提供した場合の利用料の額は、市町村が定める基準によるものとし、介護保険負担割合証に依る額とする。

2 食費は、一食750円とする。

3 オムツ代は、使用1枚あたり100円とする。

4 滞在に関わるサービス費用として1日400円とする。

5 通信費 月100円とする。

6 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする

2 前項の費用のサービスの提供に当たっては、利用者又は、その家族に対して、説明を行い、事前に文章で署名捺印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、東金市、大網白里市、九十九里町、山武市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、管理者や生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、事業所内の秩序を保ち、相互の親睦に務める。

2 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- 1 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の事由を侵すこと。
 - 2 けんか、口論、泥酔などで他の通所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - 3 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - 4 指定した場所以外で火気を用いること。
 - 5 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- 3 前項4、5の規程に反し、利用者が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をしなくてはならない。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じることとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に関する具体的計画をたてておくとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、また、勤務体制を整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員と雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ゆりの木会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第14条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

る。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

2 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成12年12月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成15年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成17年10月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成19年5月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成19年12月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成20年7月1日から施行する。

この規定の一部改正は、平成23年11月1日から施行する。

この規定の一部改正は、平成25年8月28日から施行する。

この規定の一部改正は、平成27年8月1日から施行する。

この規定の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

この規定の一部改正は、平成30年8月1日から施行する。

この規定の一部改正は、令和元年9月1日から施行する。

この規定の一部改正は、令和元年10月1日から施行する。

この規定の一部改正は、令和4年12月1日から施行する。

この規定の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

この規定の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

この規定の一部改正は、令和8年8月1日から施行する。

まさきデイサービスゆりの木苑
認知症対応型通所介護運営規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆりの木会が設置運営する指定認知症対応型通所介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（事業の目的）

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、住み慣れた地域のなかで家族と共に生活ができるよう、施設に通所することにより、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 本事業所において提供する指定認知症対応型通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

（事業所の名称）

第4条 本事業所の名称はまさきデイサービスゆりの木苑とする。

（職員の員数及び職務内容）

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名（認知症対応型共同生活介護事業所管理者と兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 生活相談員 1名

③ 看護職員又は介護職員 1名以上

④ 機能訓練指導員 1名

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

（営業日・営業時間）

第6条 営業日は、月・火・水・木・金・土

営業時間は、午前9時30分から午後4時30分の7時間

延長サービスは、3時間までとする。

(利用定員)

第7条 利用定員は、24名とする。

(介護の内容)

第8条 指定認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第9条 指定認知症対応型通所介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型通所介護計画（以下介護計画）を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第10条 本事業が提供する指定認知症対応型通所介護の利用料は、厚生労働大臣が別に定めるもの（介護報酬の告示上の額）とし、当該指定認知症対応型通所介護が法定受領サービスである場合は、介護保健負担割合証に応じる額とする。ただし、掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 昼食500円
- ② オムツ代(紙おむつ等をご利用の場合) 100円／1枚
- ③ 滞在に関わるサービス費用として1日400円とする。
- ④ 通信費 月100円とする
- ⑤ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 実費

2 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 東金市第二生活圏域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 指定認知症対応型通所介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、

かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

(秘密保持)

第13条 本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従事者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第14条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第15条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第16条 指定認知症対応型通所介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第17条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第18条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(その他運営についての重要事項)

第19条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第20条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

2 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

付 則 この規程は、平成24年 9月1日から施行する。

この規程は、平成26年 6月1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月1日から施行する。

この規程は、平成30年 8月1日から施行する。

この規程は、令和 1年10月1日から施行する。

この規程は、令和 2年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 4年 1月1日から施行する。

この規程は、令和 4年12月1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 7年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 8年 8月1日から施行する。

まさきデイサービスゆりの木苑
介護予防認知症対応型通所介護運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆりの木会が設置運営する指定介護予防認知症対応型通所介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、住み慣れた地域のなかで家族と共に生活ができるよう、施設に通所することにより、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定介護予防認知症対応型通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称はまさきデイサービスゆりの木苑とする。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名（認知症対応型共同生活介護事業所管理者と兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 生活相談員 1名

③ 看護職員又は介護職員 1名以上

④ 機能訓練指導員 1名

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(営業日・営業時間)

第6条 営業日は、月・火・水・木・金・土

営業時間は、午前9時30分から午後4時30分の7時間

延長サービスは、3時間までとする。

(利用定員)

第7条 利用定員は、24名とする。

(介護の内容)

第8条 指定介護予防認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助
- ⑤ (介護計画の作成)

第9条 指定介護予防認知症対応型通所介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護予防認知症対応型通所介護計画(以下介護計画)を作成する。

2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第10条 本事業が提供する指定介護予防認知症対応型通所介護の利用料は、厚生労働大臣が別に定めるもの(介護報酬の告示上の額)とし、当該指定介護予防認知症対応型通所介護が法定受領サービスである場合は、介護保険負担割合証に応じる額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 昼食500円
- ② オムツ代(紙おむつ等をご利用の場合) 100円/1枚
- ③ 滞在に関わるサービス費用として1日400円とする。
- ④ 通信費 月100円とする。
- ⑤ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 実費

2 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 東金市第二生活圏域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 指定介護予防認知症対応型通所介護の対象者は、要支援者であって認知症の状

態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

(秘密保持)

第13条 本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従事者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第14条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第15条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第17条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第18条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(その他運営についての重要事項)

第19条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第20条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

2 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

付 則 この規程は、平成24年 9月1日から施行する。

この規程は、平成26年 6月1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月1日から施行する。

この規程は、平成30年 8月1日から施行する。

この規程は、令和 1年10月1日から施行する。

この規程は、令和 2年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 4年 1月1日から施行する。

この規程は、令和 4年12月1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 7年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 8年 8月1日から施行する。

ホームヘルプステーションゆりの木苑運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ゆりの木会が開設するホームヘルプステーションゆりの木苑（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等心身の特性を踏まえて、その者が可能な限りその居 宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 ホームヘルプステーションゆりの木苑
2. 所在地 千葉県東金市家徳756番地2

（職員の職種・員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
2. サービス提供責任者 1名
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
3. 訪問介護員等 常勤換算で2.5名以上
訪問介護員等は、指定介護予防訪問介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、利用者から希望があり、それに対応可能な時は、この限りではない。
3. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問介護の内容及び利用料等）

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に応じる額とする。

1. 身体介護

2. 生活援助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、片道2kmまでは無料、以後2kmごとに100円とする。

3 第1項及び2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 通信費 月100円とする。

（通常の事業実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、東金市、大網白里市、九十九里町、山武市、八街市及び茂原市とする。

（緊急時における対応方法）

第8条 訪問介護員等は、指定訪問介護の提供中に、利用者の病状に急変、その他、緊急事態が生じた時には、速やかに主事医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（個人情報の保護）

第9条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他に関する重要事項）

第10条 事業所は、訪問介護員の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者福祉施設協会等が主催する研修会に訪問介護員を派遣するほか、必要に応じて事業所内で自主研修会を開催する。

2 従業員は、身分を証する書類を携行し、必要に応じて提示する。

3 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保護する。

4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ゆりの木会と、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第11条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

2 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

附則

この規程は、平成12年4月 1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成12年12月 1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成23年11月 1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成25年 8月28日から施行する。

この規程の一部改正は、平成30年 8月 1日から施行する。

この規程の一部改正は、令和 4年12月 1日から施行する。

この規程の一部改正は、令和 7年 4月 1日から施行する。

ホームヘルプステーションゆりの木苑運営規程

第1号訪問事業のうち訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ゆりの木会が開設するホームヘルプステーションゆりの木苑（以下、「事業所」という。）が行う第1号訪問事業のうち訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「要支援者」という。）に対し、適正な第1号訪問事業のうち訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 ホームヘルプステーションゆりの木苑
2. 所在地 千葉県東金市家徳756番地2

（職員の職種・員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名 管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
2. サービス提供責任者 1名以上 サービス提供責任者は、事業所に対する第1号訪問事業のうち訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
3. 訪問介護員等 常勤換算で2.5名以上 訪問介護員等は、第1号訪問事業のうち訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日まで

でまでを除く。

2. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、利用者から希望があり、それに対応可能な時は、この限りではない。
3. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（第1号訪問事業のうち訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）の内容及び利用料等）

第6条 第1号訪問事業のうち訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）の内容は次のとおりとし、第1号訪問事業のうち訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）を提供した場合の利用料の額は、市町村が定める基準によるものとし、介護保険負担割合証に依る額とする。

1. 身体介護
2. 生活援助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う第1号訪問事業のうち訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、片道2kmまでは無料、以後2kmごとに100円とする。

3 第1項及び2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 通信費 月100円とする。

（通常の事業実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、東金市、大網白里市、山武市、九十九里町、八街市及び茂原市とする。

（緊急時における対応方法）

第8条 訪問介護員等は、第1号訪問事業のうち訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）の提供中に、利用者の病状に急変、その他、緊急事態が生じた時には、速やかに主事医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（個人情報の保護）

第9条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他に関する重要事項）

第10条 事業所は、訪問介護員の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、

千葉県高齢者福祉施設協会等が主催する研修会に訪問介護員を派遣するほか、必要に応じて事業所内で自主研修会を開催する。

2 従業員は、身分を証する書類を携行し、必要に応じて提示する。

3 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保護する。

4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ゆりの木会と、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第11条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

2 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

附則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成23年11月 1日から施行する

この規程の一部改正は、平成25年 8月28日から施行する。

この規程の一部改正は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成30年 8月 1日から施行する。

この規程の一部改正は、令和 4年12月 1日から施行する。

この規程の一部改正は、令和 7年 4月 1日から施行する。

居宅介護支援センターゆりの木苑運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ゆりの木会が開設する居宅介護支援センターゆりの木苑（以下「事業所」という。）が行う、指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員は利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態等になった場合でも、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定居宅介護支援を行う。

2 事業所の介護支援専門員は、利用者の選択に基づき、適正な保健・医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的且つ効率的に提供されるよう配慮するものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意見及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービスが特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする

4 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|-----|-----------------|
| 1 | 名称 | 居宅介護支援センターゆりの木苑 |
| 2 | 所在地 | 東金市家徳756番地2 |

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- | | | |
|--------------------------------|---------|----------------------------|
| 1 | 管理者 | 1名 |
| 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 | | |
| 2 | 介護支援専門員 | 1名以上（うち常勤職員は1名以上配置するものとする） |
| 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。 | | |

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、月曜日から土曜日までの午前8時30分より午後5時10分までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

2 前項に定める営業日及び営業時間以外についても、利用者からの事前の申出等の事由により、必要に応じて事業を行う。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容、利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、多様な事業者から総合的且つ効率的なサービスが提供できるよう配慮して行うものとする。その内容は次のとおりとする。

1 利用者から当該事業利用の申し込みがあった場合は、利用者又はその家族に対して、本規程の概要その他利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、また、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成するものである等の説明を行い、当該事業提供について利用者の同意を得た後に、居宅サービス計画の作成を行う。なお、利用者の相談、申し込みは、利用者の居宅及び事業所の受付カウンターにて受け付ける。

2 居宅サービス計画立案のための事前調査(利用者ニーズ把握のための、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するよう努める)及び、居宅サービス計画立案以後の状況把握のため、利用者の居宅訪問を行う。ただし、この頻度は月1回以上とする。

3 利用者が居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等が受けられるよう、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整を行う。

4 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

5 居宅サービス計画の作成に当たっての課題分析方式は、EPA-23を使用する。エビデンスに基づく実践(EPA)を活用したアセスメントツールを導入し、利用者の状態やニーズを科学的根拠に基づいて評価するものとする。

6 サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を召集して行う会議)の開催場所は、事業所相談室とする。

7 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、厚生大臣が定める基準による。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は、東金市、大網白里市、九十九里町、山武市とする。

(個人情報の保護)

第8条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者

又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者福祉施設協会等が主催する研修会に従業者を派遣するほか、必要に応じて事業所内で自主研修会を開催する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後に置いてもこれらの秘密を護持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人ゆりの木会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 事業所は、生成AIを活用した居宅介護支援の提供を行うにあたり、生成AIの利用目的、範囲、及びその限界について従業者に対する研修を実施する。また、生成AIの活用に伴う課題や個人情報保護に関する指針を整備し、従業者に周知徹底する。

(虐待防止に向けた体制等)

第10条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

2 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 8月28日から施行する。

この規程は、平成30年 9月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 3月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 12月 1日から施行する。

この規程は、令和 8年 1月 1日から施行する。

ケアハウス運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆりの木会の設置運営するケアハウスゆりの木苑（以下、「施設」という。）の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき利用者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、老人福祉法等関係法令の定めるところによる。

(運営方針)

第2条 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めるものとする。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

第2章 職員及び職務

(職員)

第3条 施設は、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年6月1日厚生労働省令107号）」に示された所定の職員を含み下記のように配置するものとする。

- | | | |
|-----|-------|------|
| (1) | 施設長 | 1名 |
| (2) | 生活相談員 | 1名 |
| (3) | 介護職員 | 1名以上 |
| (4) | 管理栄養士 | 1名 |
| (5) | 調理員 | 1名以上 |

(職務)

第4条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行い、入所者の人権を尊重し、人としての尊厳と誇りに配慮したサービスの充実を期するとともに、自らが心豊かな人間形成への自己啓発に努めるものとする。

- (1) 施設長は理事長の命を受け、所属職員を指揮監督し施設の業務を統括するとともに、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。施設長に事故等あるときは、予め施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 生活相談員は、入所者の生活相談、助言、支援等の業務に従事するほか、次に掲げる業務を行う。
 - ①入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サー

ビス計画を作成する居宅介護支援又は介護予防支援の事業者との密接な連携、
ならびに居宅サービス等その他の保健医療福祉サービスの提供者との連携。

- (3) 介護職員は、入所者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (4) 管理栄養士は、献立作成、栄養量計算、調理上の衛生管理等の適正化を期するとともに、給食委託業者（及び調理業務従事者）の指導業務を行う。
- (5) 調理員は、利用者の給食業務に従事する。

第3章 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

（食事の提供）

第5条 施設は、入所者に対し毎日3回食事の提供を行う。

2 食事の時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 7時30分～
- (2) 昼食 12時～
- (3) 夕食 18時～

ただし、季節に応じ変更することができる。

3 食事の場所は、原則として食堂とする。ただし、自己管理のもと食事を運搬し、かつ食器を返却する場合は、居室での食事摂取を認めるものとする。

（入浴）

第6条 入所者の入浴については、施設内に設けた入浴設備を利用して2日に1回以上入浴することができる。

2 入浴に際しては、ほかの入所者に配慮し、清潔の維持に留意するとともに、施設が定める「入浴のきまり」を遵守することとする。

3 入所者は感染性の疾患の疑いがあるときは、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとする。

（相談、援助）

第7条 施設は、入所者又はその家族に対して、各種相談に応じるとともに、余暇の活用及び在宅福祉サービスの活用など必要な助言その他の援助を行う。

（協力医療機関等）

第8条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、予め協力医療機関を定めておかなければならない。

2 施設は、予め協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（健康の保持）

第9条 入所者の健康管理を確保するため定期的に健康診断を受ける機会を提供することとする。

2 入所者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助

を行うこととする。

(利用料等)

第10条 利用料は、利用料月額表に定めるものとする。

- 2 入所者は、毎月の利用料等を施設の指定する日までに指定の方法により支払わなければならない。
- 3 入所者は、施設が行う特別なサービスを利用した場合、これに要する費用を支払うものとする。

第4章 入所者の資格及び利用料

(入所者の定員)

第11条 施設の入所者定員は、15名とする。

(利用者の資格)

第12条 施設を利用できる者は、次の(1)から(5)のすべてに該当する者に限る。

- (1) 年齢が60歳以上である者。ただし、その者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により、その者と共に利用することが必要と認められる場合はこの限りではない。
- (2) 家族と同居することが困難な者。
- (3) 伝染病疾患がなく、かつ問題行動を伴わない方で共同生活が可能な者。
- (4) 生活費に充てることができる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能な者。
- (5) 身元引受人が得られる者。

(退居)

第13条 入所者が次の各号の一に該当する場合には利用契約を終了することとする。

- (1) 入所者の死亡
- (2) 入所者から契約解除届けの提出がありこれを受理したとき。
- (3) 次条の規定により利用契約を解除したとき。

(利用契約の解除)

第14条 施設長は、入所者が次の各号の一に該当すると認めたときは利用契約を解除することができる。

- (1) 不正またはいつわりの手段によって利用承認をうけたとき。
- (2) 正当な理由なく利用料を滞納したとき、又は支払うことができなくなったとき。
- (3) 特別養護老人ホーム入所者程度の状態にもかかわらず必要な介護等受けることができない場合。
- (4) 身体又は精神的疾患等のため、施設での生活が著しく困難となったとき。
- (5) 承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ、原

状回復をしないとき。

(6) 金銭の管理、各種サービスの利用について利用者自身で判断ができなくなったとき。

(7) 前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し他の利用者に迷惑をかけるなど、施設の生活が著しく不適当と思われる事由が生じたとき。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(基本原則)

第15条 入所者に対するサービス内容については、施設は老人福祉法の理念に基づき入所者がその心身の状況に応じて、快適な日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。また、施設はサービスの提供にあたっては、入所者又はその家族に対して処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。

(居宅介護サービスの利用)

第16条 入所者は、入所後に身体状況の変化等により要介護認定を受けたときは、介護サービス、生活援助サービスを利用することができるものとする。

2 前項の場合、サービスの利用は入所者の希望を尊重し、必要な助言を行うものとする。

(専用居室)

第17条 専用居室は、原状のまま使用する。

2 専用居室の清掃、日常的な維持管理は入所者が行う。又専用居室のゴミ、廃棄物は、入所者が定められた場所まで運搬する。

3 専用居室において使用できる暖房・冷房、その他の機器については別に定める。

4 入所者が故意又は重大な過失により専用居室を汚損、破損したときは、原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担する。

5 身体状況の変化等により、居室内の模様替え等を必要とするときは、あらかじめ施設長の承認を得なければならない。

この場合、原則として退去時に原状に復するものとする。

(居室の変更)

第18条 入所者が次の各号の一に該当するときは居室を変更することができる。

(1) 入所者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき。

(2) 前号のほか、居室の変更が必要と認められるとき。

(転貸等の禁止)

第19条 入所者は、居室を転貸、又は譲渡もしくは入所者以外の方を同居させることができない。

（共用施設・設備）

第20条 共用施設・設備は、相互互譲の精神をもって利用するものとする。

- 2 入所者は、専用居室以外の場所に私物を置いてはならない。
- 3 共用施設・設備の清掃、維持管理は施設職員が行う。
- 4 入所者が故意又は、重大な過失により共用施設・設備を汚損・破損したときは、原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担する。

（洗濯）

第21条 洗濯は、入所者が行う。

- 2 洗濯室の利用については、別に定める。

（起床・就寝）

第22条 起床・就寝の時間はとくに定めない。ただし、テレビ・ラジオ等の音量に留意するなど、ほかの入所者の生活に十分な配慮をしなければならない。

（外出及び外泊）

第23条 入所者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出・外泊先、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届出るものとする。

（緊急時の対応）

第24条 入所者は、身体の状態の急激な変化などで緊急な事態が生じたときは、ナースコール等によりいつでも職員の対応を求めることができる。

- 2 職員は、入所者から緊急の対応要請があったときは、速やかに適切な対応を行う。
- 3 入所者が予め緊急連絡先を届け出ている場合は、関係機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡する。

（部外者の利用）

第25条 入所者が近親者など知人の宿泊を希望するときは、予め施設長に届け出てその承認を得て利用できる。

- 2 一時的な疾病等により看護又は介護が必要となったときは、近親者などを居室に宿泊させることができる。ただし、その期間は30日を限度とする。
- 3 前2項に定める宿泊者が食事の提供を希望するときは、その2日前に申出ればこれを利用できる。
- 4 前各号に定める便宜の供与を受けた利用者は、別に定める寝具代、食事代の実費を負担する。

（自主活動）

第26条 入所者は、施設が指定する場所を使って自由に趣味・教養の活動をすることができる。

2 入所者は、自主的にクラブ活動、行事等を行うことができる。ただし、必要な経費は、参加者が負担する。

3 前項の行事等に関して職員の助言が必要な場合でも、自主的活動の趣旨を損なわない範囲に留める。

（動物の飼育）

第27条 動物の飼育は原則禁止とする。

（新聞・郵便物などの扱い）

第28条 入所者個人で購読する新聞・雑誌及び個人宛郵便物は1階事務室で受け取り、職員が入所者に届ける。

2 書留・小包等は施設で代理受領し、入所者に引き渡す。

第6章 非常災害対策

（夜間の管理）

第29条 夜間は宿直員を配置し、施設の安全管理と緊急連絡の業務に当たらせる。

（災害・非常時への対応）

第30条 施設には、消火設備・非常放送用設備等、災害非常時に備えて必要な設備を設ける。

2 職員は常に災害防止と入所者の安全確保に努めなければならない。

3 施設は災害に対する対応計画を立て、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し職員に周知するとともに、定期的に避難・救出その他必要な研修及び訓練を行なうものとする。

4 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

5 施設は、平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定する。

（防火管理者）

第31条 施設長は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に定める防火管理者を定めなければならない。

2 防火管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

（1） 消防計画の作成に関すること。

（2） 消火、通報及び避難の訓練実施に関すること。

（3） 消防用設備等の点検整備に関すること。

（4） 火気使用又は取扱の指導監督に関すること。

（5） その他防火管理上必要な業務に関すること。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

（利用者留意事項）

第32条 施設長は、円滑な施設運営を期するため、別に定める利用者留意事項を利用者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

（面会）

第33条 入所者を面会に訪れる外来者は、面会簿にその氏名及び必要事項を記載するものとする。

2 宿泊する場合には、事前に届出を提出し、承諾を受けなければならない。

3 施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。

（施設内の禁止行為）

第34条 入所者及び職員は、施設内で次の行為をしてはいけない。

（1） けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。

（2） 宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。

（3） 指定した場所以外で火気を用いること。

（4） 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

（5） 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

（秘密の保持）

第35条 施設職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（衛生管理）

第36条 施設は、入所者の利用する設備や飲用水について衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

（1） 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行われなければならない。なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行わなければならないこと。

（2） 水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。

（3） 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。

（4） 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携を保つこと。

（5） 特にインフルエンザ対策等その発生及びまん延を防止するための措置について、

別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。

(6) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

2 入所者は施設・設備の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

(感染症対策)

第37条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施する。

(4) 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(5) 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第38条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこと。

2 施設は、入所者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、入所者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。

4 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第39条 入所者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、入所者またはその家族に報告することとする。

(重要事項の掲示)

第40条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(地域社会の連携)

第41条 施設長は、地域社会との連携に努め、入所者が地域の一員として自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮することとする。

(事務及び業務処理)

第42条 施設の事務処理及び業務運営に当たっては、法令、諸規程、施設の業務処理方針等に定められたところに従い適切な処理に努めなければならない。

(備付簿冊)

第43条 施設長は、業務の遂行上又は利用者の処遇上に必要な別表による簿冊等を整備し管理保存しなければならない。

(職員の質の確保)

第44条 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 施設は、入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(入所者の処遇)

第45条 施設は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。

2 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

(虐待の防止)

第46条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を

活用して行うことができるものとする。)を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。また、その責任者は管理者とする。

(2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。

(3) 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施する。

(4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(5) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこと。

(ハラスメント対策)

第47条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

付則

(施行)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年12月1日から施行する。